

動物実験に関する自己点検・評価報告書

静岡県立大学

2025 年 7 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合する機関内規程を定めている。 ☐ 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程を定めていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号） ・ 動物実験細則（制定 平成25年4月1日動物実験委員会） ・ 静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号） ・ 静岡県立大学動物実験センター利用細則（制定 平成 4 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・ 静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号） ・ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・ その他動物実験に関する内規等
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・ 環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」と文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に則り、機関内規程として、静岡県立大学動物実験規程等を定めている。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。 ☐ 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会を設置していない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号） ・ 令和 6 年度静岡県立大学動物実験委員会名簿
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・ 本学動物実験規程に基づき動物実験委員会を設置し、役割を明記している。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。
--

☐ 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験の実施体制を定めていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号） ・動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・動物実験計画書・動物実験計画書変更届・動物実験計画書変更申請書 ・動物実験結果報告書・動物実験（終了・中止）報告書・動物実験中間報告書 ・飼養保管施設（設置・変更）承認申請書 ・実験室（設置・変更）承認申請書 ・施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・本学動物実験規程において、実験計画を立案し所定の様式で申請、審査、承認、報告するよう定めている。 ・動物実験計画書は、3 R に留意し実験内容を詳細に立案、記載する様式となっている。 ・計画書の審査は、3 R に留意して作成されたチェックリスト（ホームページに掲載）に従い審査することで審査基準の統一を図っている。 ・動物実験計画書は3段階に分けて審査を行っている。まず、動物実験委員会の審査グループが審査を行い、修正等が必要と判断された実験計画書については審査グループ長が再審査を行う。次に、動物実験センターの管理主任2名が2回目の審査を行い、最後に、動物実験委員会の委員長が審査を行う。何れの審査においても、記録を作成している。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。 ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。 ☐ 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・静岡県立大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 90 号） ・静岡県立大学放射線安全委員会規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 42 号） ・静岡県立大学放射線障害予防規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程 89 号） ・静岡県立大学放射線障害予防規程細目（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 17 号） ・静岡県公立大学法人家畜伝染病発生予防規程（平成 23 年 10 月 28 日 規程 156 号） ・化学物質使用動物実験に関する内規 ・静岡県立大学安全実験マニュアル
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・遺伝子組換え動物実験については、静岡県立大学遺伝子組換え実験安全管理規程が定められており、遺伝子組換え実験安全委員会の審査を経るなど、適正な実施体制となっている。 ・感染動物実験については、静岡県公立大学法人家畜伝染病発生予防規程が定められており、適正

な実施体制となっている。 ・放射性同位元素・放射線使用実験については、静岡県立大学放射線安全委員会規程、静岡県立大学放射線障害予防規程、静岡県立大学放射線障害予防規程細目が定められており、適正な実施体制となっている。 ・その他、化学物質使用動物実験に関する内規により、有害化学物質については、人の健康に害を及ぼすおそれがないことが証明された実験のみ承認される体制となっており、必要に応じて各分野に精通した教員に審査のアドバイザーとして協力を依頼している。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 評価結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号） ・動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号） ・静岡県立大学動物実験センター利用細則（制定 平成 4 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号） ・実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学における動物実験室、飼養保管施設の基準に関する内規（平成 30 年 4 月 27 日動物実験委員会承認） ・静岡県立大学動物実験センターにおける飼養標準手順書 ・静岡県立大学動物実験センター災害対策マニュアル
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・動物実験センターI、II はもとより、他の飼養保管施設も、動物実験委員会による立入り調査を受け、基本指針、実験動物飼養保管基準に定める事項に適合するよう整備し許可されている。 ・各飼養保管施設には、施設等管理主任を置き、動物実験に関する知識、経験を有する者をこれに充て、飼養動物を管理する体制としている。 ・動物実験センター I、II の原虫汚染を防ぐため、資材の持ち込み品に関するルールを見直すとともに、新たに搬出ケージの返却方法に関するルールを定め、利用者に周知した。 ・すべての飼養保管施設で、火災等の緊急時の連絡網を策定している。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

記載事項なし

II. 実施状況

1. 動物実験委員会の活動状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号） ・ 令和 6 年度静岡県立大学動物実験委員会名簿 ・ 令和 6 年度動物実験委員会議事録
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・ 規程に基づく委員構成により、動物実験計画書の審査や、機関の長への答申等を行っている。 ・ 委員会議事録等の関係書類も保存している。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

2. 動物実験の実施状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号） ・ 動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・ 静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号） ・ 静岡県立大学動物実験センター利用細則（制定 平成 4 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・ 静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号） ・ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・ 令和 6 年度動物実験計画一覧 ・ 令和 6 年度動物実験計画書・動物実験計画書変更届・動物実験計画書変更申請書（委員による審査記録及び動物実験計画承認書含む） ・ 令和 6 年度動物実験結果報告書・動物実験（終了・中止）報告書・動物実験中間報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・ 動物実験委員会の審査により、法令等に適合すると認められた実験計画を学長が承認している。 ・ 動物実験が計画どおり、3Rの理念に基づき実施されているか、動物実験の自己点検票の提出（回収率 100%）により確認している。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。 ☐ 該当する動物実験を行っていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号） ・動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号） ・静岡県立大学動物実験センター利用細則（制定 平成 4 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号） ・実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 90 号） ・静岡県立大学放射線安全委員会規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 42 号） ・静岡県立大学放射線障害予防規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程 89 号） ・静岡県立大学放射線障害予防規程細目（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 17 号） ・静岡県公立大学法人家畜伝染病発生予防規程（平成 23 年 10 月 28 日 規程 156 号） ・化学物質使用動物実験に関する内規 ・令和 6 年度安全管理に注意を要する動物実験計画一覧 ・令和 6 年度動物実験計画書・動物実験計画書変更届・動物実験計画書変更申請書（委員による審査記録及び動物実験計画承認書含む） ・令和 6 年度動物実験結果報告書・動物実験（終了・中止）報告書・動物実験中間報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・安全管理を要する動物実験は、関係する委員会の承認が必要であり、承認の有無について動物実験計画書に記載が義務付けられ、安全管理を要する動物実験に関する委員会の間で必要な情報が共有されている。また、安全設備の定期点検も適切に実施している。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号） ・動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号） ・静岡県立大学動物実験センター利用細則（制定 平成 4 年 4 月 1 日動物実験委員会）

・静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号） ・実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学における動物実験室、飼養保管施設の基準に関する内規（平成 30 年 4 月 27 日動物実験委員会承認） ・静岡県立大学動物実験センターにおける飼養標準手順書 ・静岡県立大学動物実験センター災害対策マニュアル ・飼養保管施設（設置・変更）承認申請書 ・施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届 ・飼養保管施設一覧表 ・動物実験施設入退室記録簿 ・令和 6 年度実験動物飼養保管状況の自己点検票
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・「静岡県立大学動物実験マニュアル」に、動物の搬入、検疫、隔離飼育等、飼育環境への順化又は順応、飼育室の環境条件（適切な温度、湿度、換気、明るさ等）、飼育管理の方法、健康管理の方法、逸走防止措置と逸走時の対応、廃棄物処理、環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止、騒音の防止、施設・設備の保守点検について記載されている。 ・実験動物管理者により実験動物の記録管理が行われ、記録台帳は整備されている。 ・緊急時の連絡網が策定され、各施設の壁に明記されている。 ・実験動物の飼養保管は、飼養保管手順書やマニュアル等に従って適正に実施され、各飼養保管施設において、実験動物飼養保管状況の自己点検が行われており、重大な問題は認められない。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

5. 施設等の維持管理の状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号） ・動物実験細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学動物実験センター管理規程（平成 19 年 4 月 1 日 規程第 91 号） ・静岡県立大学動物実験センター利用細則（制定 平成 4 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学動物実験センター運営委員会細則（平成 19 年 4 月 1 日 細則第 18 号） ・実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則（制定 平成 25 年 4 月 1 日動物実験委員会） ・静岡県立大学における動物実験室、飼養保管施設の基準に関する内規（平成 30 年 4 月 27 日動物実験委員会承認） ・静岡県立大学動物実験センターにおける飼養標準手順書 ・静岡県立大学動物実験センター災害対策マニュアル ・飼養保管施設（設置・変更）承認申請書・実験室（設置・変更）承認申請書 ・施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届 ・飼養保管施設一覧表・動物実験室一覧表 ・動物実験施設入退室記録簿

・令和 6 年度実験動物飼養保管状況の自己点検票 ・施設設備保守点検記録簿 ・飼養環境（温度・湿度）記録簿
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・飼養保管施設及び実験室は、委員会により訪問調査を行い、適切に承認されている。 ・施設設備は、適正に保守点検が行われている。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

6. 教育訓練の実施状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・静岡県立大学動物実験規程（平成25年4月1日 規程第163号） ・静岡県立大学動物実験マニュアル ・その他動物実験に関する教育訓練資料 ・令和 6 年度教育訓練受講者一覧、更新者一覧
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・動物実験実施者や飼育者等に対する教育訓練は、例年、春季と秋季の 2 回実施している。 ・令和 5 年度からは、新たに動物実験等を始める者に限らず、既に動物実験等を実施している者（過去に教育訓練の受講歴のある者）にも年 1 回の受講を求め、教育訓練の日時、受講者数、受講者氏名等を記録している。 ・教育訓練を徹底するため、「動物実験実施者の登録に関する内規」を制定し、動物実験実施者の登録に関する手続きと未登録者の制限を定めた。（令和 7 年 4 月 1 日施行） ・教育訓練を行う立場にある実験動物管理者等は、公私立大学実験動物施設協議会等を通して情報収集に努めている。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

7. 自己点検・評価、情報公開

1) 評価結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・静岡県立大学ホームページ（https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/animal-experimentation/）

・動物実験に関する自己点検・評価報告書 ・動物実験に関する現況調査票
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・平成 26 年度より、「静岡県立大学動物実験等に関する規程」「動物実験教育訓練受講者数」「動物実験計画書件数」「実験動物飼養保管数及び使用数報告」「実験動物実験に関する自己点検・評価報告書」を静岡県立大学ホームページにて公開している。
4) 改善の方針、達成予定時期 記載事項なし

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

記載事項なし
